

## 清瀬市放課後児童健全育成事業の届出等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市放課後健全育成事業の届出に関する要綱（平成27年清瀬市訓令第78号。以下「要綱」という。）に規定される放課後児童健全育成事業を行う者にかかる届出の取り扱いについて定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、要綱第2条に基づき、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出させるものとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）
- (2) 事業概要書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業変更の届出)

第3条 事業者は、第2の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、要綱第3条に基づき、変更後1か月以内に、その旨を放課後児童健全育成事業変更届（様式第4号）その他の必要な書類により、市長に届け出させるものとする。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開するときに準用する。
- 3 前2項の届出におけるその他必要な書類は、変更のあった事項について、必要な書類に限る。

(事業廃止・休止の届出)

第4条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、要綱第4条に基づき、省令第36条の32の3の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）その他の必要な書類により、事前に市長に届け出させるものとする。

(事業所番号の決定及び変更)

第5条 市長は、第2に基づき届け出を行った事業者に対し、事業所の番号を決定し、放課後児童健全育成事業所番号通知（様式第5号）により、事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項に定める事業所の番号に変更の必要が生じた場合は、事業所の番号を変更し、放課後児童健全育成事業所番号変更通知（様式第6号）により、事業者へ通知するものとする。

(委任)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則 この要領は、要綱の公布日から施行する。